

卷之五

[illegible]

天
壽
堂

資料内容

出典資料

年 月 日

西保中村下組は
在家・横道・
中野の三組
このうち在家組と
横道組用水争論

論所の総図

出入(争論)を吟味
の上で解決せざる
後の紛争のもとなる
双方正しい理屈で
よく考へる必要がある

乍恐以書付奉願候

(より)

一西保中村下組之儀者、往古占在家組・横道
組・中野組と三組ニ相分り罷在候処、此
度在家組と横道組に用水及諍論ニ、御吟味
之上双方論所繪圖に指上候処、相違之儀有
之候ニ付、村役人被召出被し仰付候者、裁
許被し仰付候ハ、非分之方ハ不し相立、難儀
仕候得者、右出入御吟味之上一件相済し候
而も末々出入之基ニ成相成、村方困窮可仕
候間、村役人共正道之了簡を以申付候ハ、

(20×10)

資料内容

出典資料

年 月 日

横道組用水のし
名主へ願ひさて
表立つてはでうい
百姓はおどろき
あるから横道の用水
を下し違ふこと
はめいふ
一かゝる重なるの
早急で出水不足
横道の者
在家組の掛け
と横道を明した

如何様ニ可相済儀と被し思召、御尋ニ

御座候、此段横道組之者共用水無之候段

先重而名主所江相願候ニ付、村役人相談仕

候處、表立分水致候難相し成候ニ付、定

便を以在家組之者共江申談候者、横道組無

之難儀由申出候間、百姓者相互之儀ニ候

之間、用水下置し候様申達し候処、去寅占

相統候し早敷故、出水少り行届候哉、當

月朔日横道組之者共打越、在家組占掛置

候桶、往還江し引出し候ニ付、在家組江用

(20×10)

年 月 日

雨廻有時代主合い
 是合百々さしこ
 様道廻百姓代の
 庄右衛門らもはや
 自分、要りし
 水は在家組へは
 流さないと強硬

水無之、名主方江相願レ候ニ付、右両組百
 姓代立合、私共見分吟味可仕由レ申候處、
 横道組百姓代庄右衛門、右場所江立合候儀
 (なりが正さ)
 難成段、是も申、其上同組万右衛門・文之
 丞・瀬左衛門レ四人同々ニ而名主所江罷出
 (道のいり)
 村役人中吟味之儀者レ最早互候ニ付、吟味
 (つけがまき)
 難續由申候ニ付、無是非レ指置申候、是又
 横道組之者共、各用水前々占レ分水致来り
 候段申上、在家組之儀者、右出水分レ水ニ
 致候儀無之ニ付、用水分水致候場所無之由

(20×10)

年 月 日

大雨など下流へ出る
 水はあまるが
 横道からしつりと
 (と分水をさして
 いる場所はない

申上双方相違仕候ニ付、如何様之訣ニ候哉
 と、猶又レ御尋ニ御座候、此段在家入出水
 之儀、平年者レ水沢山ニ付樋ヲ餘り候水者
 山道之下を通シレ横道組合申上候堰江水流
 申候、勿論大雨等之レ節ハ所々占水落入候
 ニ付、山道流横道組合申立レ候堰江水流落
 候得共、^(い)恥と分水致候と申場所ハ、無御座候
 依之右以書付と奉願上候、以上、

明和九年

辰ノ

願人

長百姓

長要衛
 三左衛門
 勘兵衛
 武右衛門

(20×10)